

【令和4年度農業関連予算について】

以下のとおり抜粋しましたので、紹介いたします。

【農政関係】	金額（千円）	主 な 内 容
・一般事務費	545	農政連絡員報償・旅費・消耗品費ほか
・農業環境対策推進事業	2,376	害獣捕獲委託・防薬対策・減農薬促進・防臭対策
・地産地消推進事業	3,855	給食用野菜出荷量に応じた補助、稲城市産農産物を利用している飲食店への補助
・農産物品評会	200	農産物品評会用消耗品費
・農業近代化資金利子補給事業	141	農業近代化資金利子補給補助金
・都市農業推進事業	17,098	都市農業推進事業・援農ボランティア推進事業・青壮年部補助・市民交流事業・大丸用水補助金・経営力強化事業補助金・農地創出・再生支援事業
・農業後継者等育成事業	3,219	認定農業者農業経営改善支援
【農業委員会関係】 ・農業委員会運営費	7,863	農地利用状況調査・農業委員研修・旅費 ・農業会議拠出金・顕彰事業
合 計	35,297	

農業委員会活動日誌（令和4年3月～令和4年4月）

- 3月10日（木）第3回稲城市農業委員会総会
- 3月23日（木）認定農業者認定審査会
- 4月11日（月）第4回稲城市農業委員会総会
- 4月11日（月）令和4年度 稲城市農業委員会活動指針の提出

【新規申込募集しています！】

★農業者年金

積立方式（確定拠出型）の公的年金です。貯金をする感覚で、貯蓄の一部を将来の為に積立てることができます。保険料は社会保険料控除に該当します。

○加入要件：次の3つすべてに当てはまる方

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業従事

★全国農業新聞

全国農業会議が発行する、農業経営に役立つ情報が満載の新聞です。

- ・毎週金曜日発行（月4回）
- ・購読料700円/月（送料・税込）



稲城市農業だより No.140

完 熟

●発行 稲城市農業委員会
稲城市役所
産業文化スポーツ部経済課

稲城市東長沼2111番地
電話（378）2111（内線675）

令和4年5月1日発行

【農地の管理等について】

【農地利用状況調査について】

稲城市農業委員会では、今年度につきましても、10月中旬までに農地利用状況調査を例年同様に実施いたします。別紙「農地利用状況調査について」および「生産緑地地区における管理基準」をご確認いただき、農地の適正管理にご協力をお願いいたします。

【日常の農地管理について】

- ★ 農地（宅地並み課税を選択している）を住宅や駐車場等に転用（農地以外での利用）する場合は、農業委員会への届出が必要です。転用をお考えの方で不明な点がある場合は、地元農業委員または農業委員会事務局へお問い合わせください。
- ★ 農地法によらない農地の権利取得（農地を相続した場合等）についても、農業委員会へ取得の届出の義務があります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。
- ★ 農薬を使用する際には、事前に農薬散布を周知し、できるだけ近隣に影響が出ないよう強風時や通勤・通学の時間帯を避けて行ってください。また、長期間放置された農薬（粉剤）は自然発火する恐れがあります。農薬の管理につきましても、農薬容器のラベル（記載事項）をよく読み、適切な取り扱いをお願いします。

【農業のために行う野焼きについて】

最近、市民より野焼きについての苦情が多く寄せられております。法令により野焼きは禁止されておりますが、病虫害駆除のために野焼きを行うことはやむを得ないこととされております。野焼きを行う際には、近隣へあらかじめ周知する、苦情があった時には速やかに消去するなど、周囲への配慮が必要です。また、火災と紛らわしい煙が出る場合には、消防署へ届出が必要です。消防署への届出は、野焼き行為を認めるものではありません。周囲の理解・協力なくして都市農業を発展させていくことは非常に難しくなっております。ご理解とご協力をお願いします。

【援農ボランティア事業について】

現在援農ボランティア事業におきましては、6期生が実習及び座学に取り組んでおり、卒業生である1期生～5期生はご依頼のあった農家さんのところでボランティア活動を行っております。

また、野菜農家さんだけでなく果樹農家さんのお手伝いも可能とするために、果樹の実習も開始いたしました。3月後半から花取り、花芽の整理、花粉付などを実施しています。



【いなぎ日曜市の開催について】

★ 毎月第2、第4日曜日にコーチャンフォー若葉台店で日曜市を開催し、新鮮な野菜、加工品等の販売を農家と商工会会員で行っています。※出店料は不要です!

毎月2回開催します。(8月までの予定)

5月8日、5月22日、6月12日、6月26日、7月10日、7月24日、8月14日、8月28日

※コロナウイルスの影響により、中止となる場合があります。

※援農ボランティアによる日曜市出店のための収穫や販売のお手伝いも可能です。

※梨やぶどうの販売もお待ちしています。

※例年、1月から3月の端境期の出店が少ないため、ぜひ出店のご協力をお願いいたします。

新規出店農家を募集中!



【援農ボランティア受入農家を募集しております!】

受入先の農家とマッチング(作業内容・希望日時等の調整)を行い、農作業のボランティアを行います。市内農家の皆様には、ぜひ援農ボランティア紹介農家登録をお願いいたします。ご不明な点は経済課農政係までご連絡ください。

※ボランティアの意向にもよりますが、マッチングによっては、収穫や販売のお手伝いをすることも出来ますので、日曜市の出店と併せてボランティア利用のご検討をお願いいたします。

受入希望の方は、JA 東京みなみ稲城支店指導経済課
もしくは市役所経済課農政係 (TEL: 042-378-2111 内線 673)
へお気軽にお問い合わせください。

【農作業に伴う剪定枝等の処分方法について】

令和2年4月より、市内農業者(生産団体含む)が農作業に伴い市内農地から排出する剪定枝等について、クリーンセンター多摩川に持ち込む場合は、処理手数料の免除が受けられます。このことにより、従前の剪定枝等の処分方法も含めて、下記の方法がございしますので、改めてご確認願います。

- ① クリーンセンター多摩川に直接持ち込む場合(処理料免除)
 - ・処理受入基準(農作業に伴い排出されるもの)
 - 剪定枝: 長さ80cm以内、1本あたりの太さ10cm以内
 - 野菜くず・葉・草: 1束直径30cm×長さ80cm以内、1本あたりの太さ10cm以内
 - ・受付時間: 月～金曜日の開庁日で、午前8時30分～11時30分、午後1時～4時
 - ※ 午後0時～1時は、昼休みのため受付並びに施設受入不可となります。
 - ※ 生活環境課(市役所3階)へ申請書を提出し、搬入伝票記載後、生活環境課職員の搬入物チェックを受けてください。
 - ② タウンビバー(剪定枝破砕車)でチップ化処理をする場合(有料)
 - ・経済課農政係へ予約
 - ・処理料: 20,600円/日、10,300円/半日
 - ・処理受入基準: 1本あたりの太さ10cm以内、葉は取り除いて束ねた状態回収しやすい場所に出来る限り1か所にまとめて下さい。
 - ③ 業者に処理を依頼する場合(有料)
 - (有)アルカス(電話042-331-2213)
 - ※ 処理料や処理可能品目等については、上記業者にお問い合わせください。
- ※ 問い合わせ先
- ① 稲城市都市環境整備部生活環境課ごみ・リサイクル係(電話042-378-2111(内)304)
 - ② 稲城市産業文化スポーツ部経済課農政係(電話042-378-2111(内)673)